免許番号 共第161号

漁場の位置 南あわじ市沼島地先

漁場の区域 次の点のうちア、イ、ウ、エ、オ及びアを結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

A 南あわじ市沼島港西防波堤灯台中心点 (北緯34度10.20分、東経134度48.99分)

ア Aから334.5度900メートルの点 (北緯34度10.64分、東経134度48.74分)

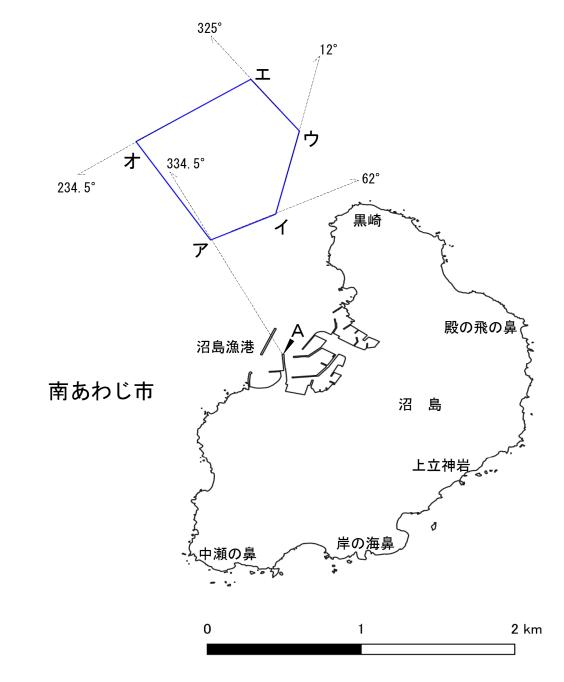
イ アから62度400メートルの点

(北緯34度10.74分、東経134度48.97分)

ウ イから12度600メートルの点 (北緯34度11.05分、東経134度49.05分)

エ ウから325度450メートルの点 (北緯34度11.25分、東経134度48.89分)

オ エから234.5度750メートルの点 (北緯34度11.02分、東経134度48.49分)





令和5年9月1日 免許

共第161号

表	表示									
示番	漁	場	別紙 漁場図のとおり		免許年月日		令和5年9月1日		存続期間	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
号	漁	魚業の種類	主な漁獲物	漁業時期	漁業の	種類 主	iな漁獲物	-	漁業時期	制限又は条件
1		つきいそ漁業		1月1日から12月31日 まで						
海	区	五 兵庫県瀬戸内海海区 免許番号		共第161号		摘	要			

# →			漁業権区	漁業権区		
表示番号	表示	順位番号		順位 番号		
1	表記のとおり漁業権の設定の登録をする。	1	南あわじ市沼島2367番地2 沼島漁業協同組合 のため漁業権の設定の登録をする。			
	令和5年9月1日		令和5年9月1日			